

3 申請の種類と時期について

(1) 申請とは

入札参加資格に関する申請とは、次のような新たな資格の認定を受けるための行為をいいます。つまり、①初めて認定を受ける、②認定を受ける団体を追加する、③認定を受ける業種を追加する、④認定の有効期間が切れるため継続して認定を受けるための申込をすることです。

申請には、新たな資格を認定するための審査が必要になります。定期申請では審査対象者が多いため約半年、随時申請でも1～2カ月の審査期間を要し、認定時期は定期が2年に一度、随時が月に1度の周期となります。

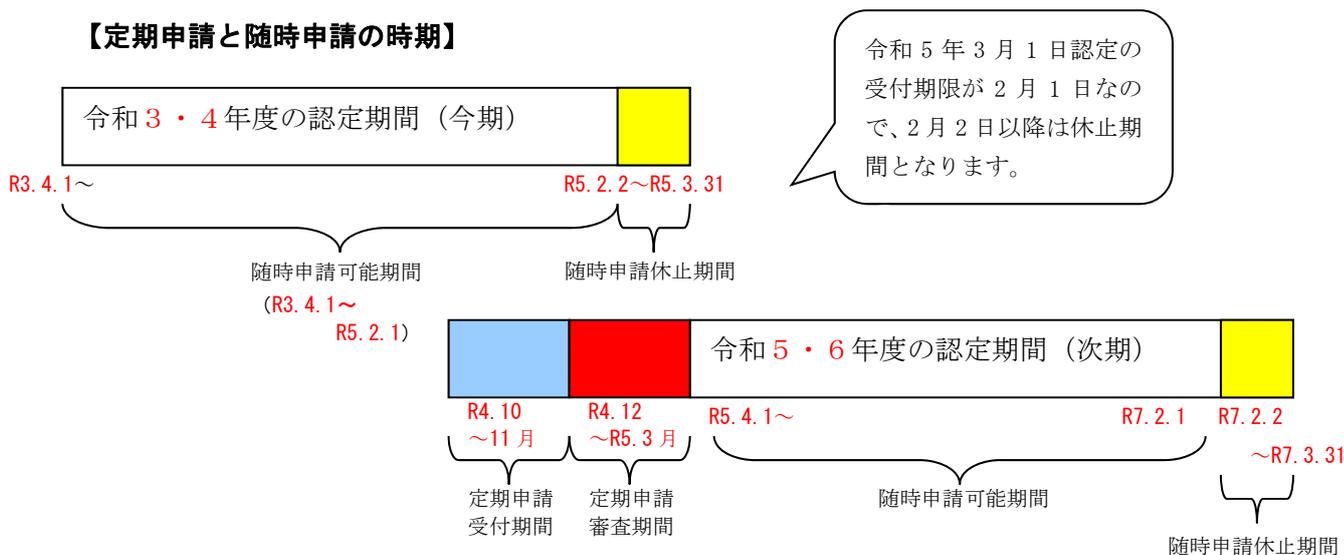
(2) 定期申請と随時申請

定期申請とは、認定期間の2年に合わせて、初日からの認定に間に合うように、約半年前に一定期間受け付け、資格審査を行うことをいいます。

したがって、定期申請は、次期（令和5・6年度）の認定期間についてあらかじめ認定を受けるための申請です。

それに対し、随時申請とは、今期（令和3・4年度）の認定期間について、新たな資格を受けるための申請です。

したがって、随時申請で認定された資格は、今期（令和3・4年度）の認定期間をもって満了します。また、認定済みの方であれば、変更届により、今期（令和3・4年度）の申請内容を変更することができます。



(3) 通常の申請と簡易な申請

平成17・18年度の共同受付開始に伴い、一般委託と物品に限り、専ら小規模な業務委託や小額の物品購入などを対象に通常より簡便な方法で申請することができる制度を設けました。

簡易な申請は、申請手続を簡素化する一方、参加できる入札には制限があり、申請を受付けない団体もあります。詳しくは、「第1編第2章1(9) 簡易な申請の資格要件について (31 ページ)」、及び「資料編14 簡易申請、経常JV、実績加算の事業協同組合の認定取扱い状況一覧表 (176 ページ)」をご覧ください。

通常の申請とは、従来どおりの申請手続により入札参加資格の認定を受けるためのものです。なお、簡易な申請も通常の申請も、審査期間については違いがありません。

【別表 申請の時期と種類】

| 申請の時期と種類 | 申請の内容 |
|-------------|---|
| 定期／新規申請 | <u>次期</u> の認定期間について、新規に神奈川県又は各団体へ競争入札参加資格を申請する場合の申請。 |
| 定期／新規申請（簡易） | <u>次期</u> の認定期間について、新規に神奈川県又は各団体へ競争入札参加資格を申請する場合の申請。 ○ 申請希望営業種目が許認可等を必要としない一般委託及び物品の契約（小額案件等）に限ります。 |
| 定期／継続申請 | <u>次期</u> の認定期間について、既に認定されている事業者の方※が継続して、神奈川県又は各団体へ競争入札参加資格を申請する場合の申請。 |
| 定期／継続申請(簡易) | <u>次期</u> の認定期間について、既に認定されている事業者の方※が継続して、神奈川県又は各団体へ競争入札参加資格を申請する場合の申請。 ○ 申請希望営業種目が許認可等を必要としない一般委託及び物品の契約（小額案件等）に限ります。 |
| 随時／新規申請 | <u>今期</u> の認定期間について、新規に神奈川県又は各団体へ競争入札参加資格を申請する場合の申請。 |
| 随時／新規申請（簡易） | <u>今期</u> の認定期間について、新規に神奈川県又は各団体へ競争入札参加資格を申請する場合の申請。 ○ 申請希望営業種目が許認可等を必要としない一般委託及び物品の契約（小額案件等）に限ります。 |
| 随時／継続申請 | <u>今期</u> の認定期間について、 <u>過去に認定されていた事業者の方</u> ※が継続して、神奈川県又は各団体へ競争入札参加資格を申請する場合の申請。（更新漏れなどの場合） |
| 随時／継続申請(簡易) | <u>今期</u> の認定期間について、 <u>過去に認定されていた事業者の方</u> ※が継続して、神奈川県又は各団体へ競争入札参加資格を申請する場合の申請。（更新漏れなどの場合） ○ 申請希望営業種目が許認可等を必要としない一般委託及び物品の契約（小額案件等）に限ります。 |

※ 平成 29・30 年度以降の認定を受けていない場合は、新規申請により申請してください。